

さいたま市電力の調達に係る環境配慮契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 環境に配慮した電力調達とは、本市が行う電力調達契約の参加資格の判定に際し、小売電気事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価し、入札参加資格に反映させ実施する電力の調達をいう。

(対象案件)

第3条 この要綱は、本市が競争入札により電力を調達する際に適用する。
2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。
(1) 電力の地産地消を目的とする場合
(2) 市長が特に認めた場合

(環境評価項目)

第4条 この要綱における環境評価項目は次のとおりにする。
(1) 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
(2) 前年度の未利用エネルギー活用状況
(3) 前年度の再生可能エネルギー導入状況

(評価)

第5条 競争入札による電力調達契約を本市と締結することを希望する電気事業者は、前条の環境評価項目について、別表「環境配慮評価基準」により算定し、その評価点等を様式第1号「さいたま市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(以下「報告書」という)に記載し、市長へ提出するものとする。

- 2 前項の規定により報告書を提出した電気事業者(以下「評価対象者」という。)は、当該報告書の評価項目の内容に変更があったときは、変更後の内容を報告書に記載し、遅滞なく市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により報告書の提出を受けた市長は、その内容を確認し、評価対象者の評価点を判定する。判定については次のとおりとする。

得点	入札参加資格の扱い
50点以上	本市の全ての電力入札に参加する資格を持つ。
50点未満	入札参加資格を持たない。

(判定結果の通知)

第6条 市長は、前条第3項の判定結果を、様式第2号により評価対象者に通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、競争入札による環境に配慮した電力調達契約について必要な事項は別途定める。

(事務処理)

第8条 本要綱に係る事務処理は、ゼロカーボン推進戦略課において行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月5日から施行する。

別表(第5条関係)

環境配慮評価基準

下記の環境評価項目の得点の合計が50点以上であること

評価項目	区分	配点
(1)前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO ₂ /kWh)（※1）	0.350未満	70
	0.350以上	65
	0.375以上	60
	0.400以上	55
	0.425以上	50
	0.450以上	45
	0.475以上	40
	0.500以上	35
	0.520以上	0
(2)前年度の未利用エネルギー活用状況（※2）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3)前年度の再生可能エネルギー導入状況（※3）	15.0%以上	20
	8.0%以上 15.0%未満	15
	3.0%以上 8.0%未満	10
	0%超 3.0%未満	5
	導入していない	0
満点	—	100

※1 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が環境省のHP（<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>）において、直近に公表している数値を用いることとする。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、上記HPにおいて基礎排出係数が公表されていない者は、当該小売電気事業者がその環境報告書で公表したもので、最新の数値を用いることとする。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況

(1) 未利用エネルギーの活用状況は、以下の算定方式による。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

①未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh））

②供給電力量（需要端（kWh））

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（FIT 法第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー導入状況とは、以下の方法で算定した数値をいう。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤})}{\text{⑥}} \times 100$$

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
 - ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
 - ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
 - ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
- ※再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
- ⑥供給電力量（需要端（kWh））